

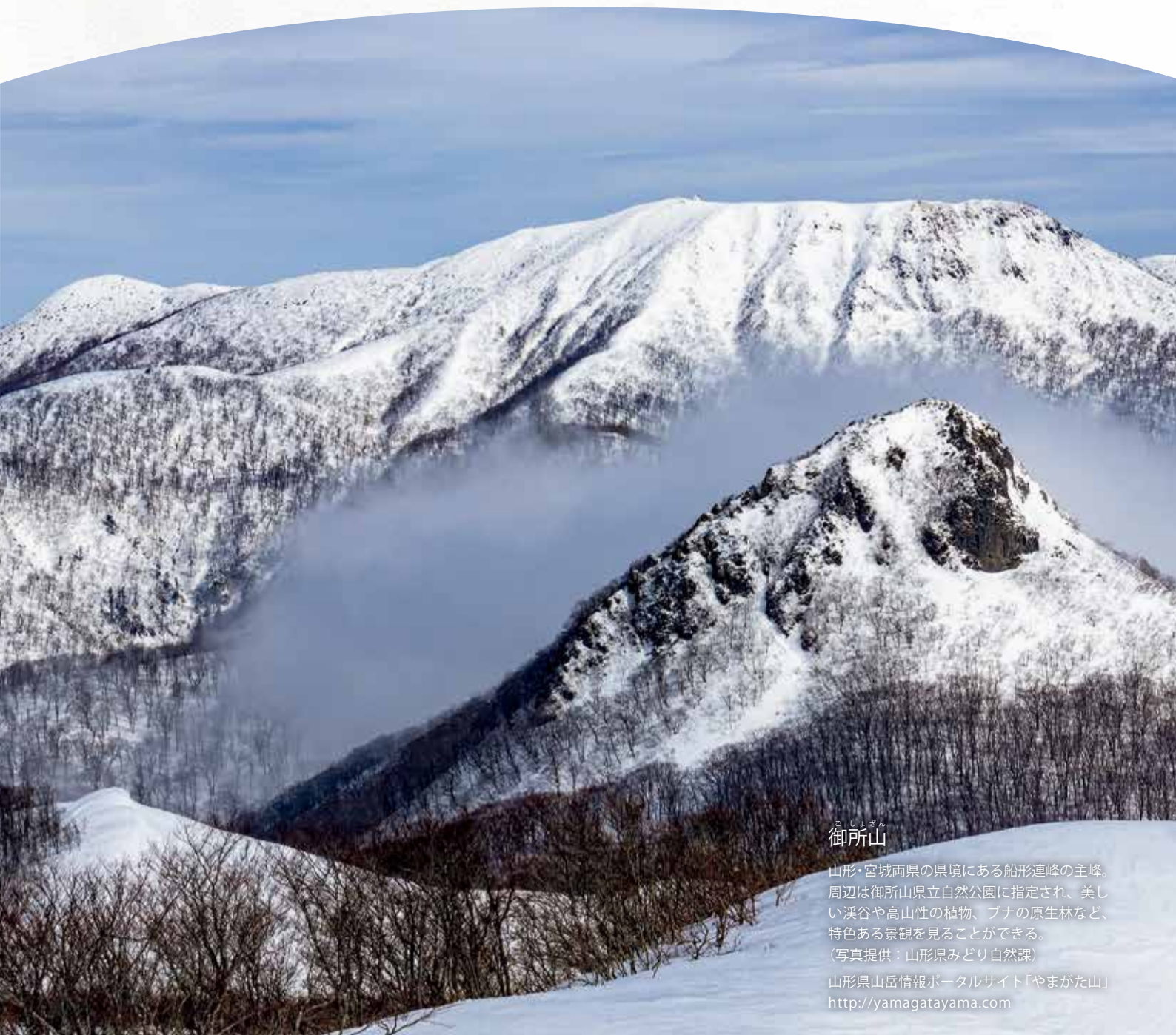
社会保険 やまがた

Social insurance yamagata

3-4

2021年3-4月号
No.612

入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく！
保険料率の変更について



御所山

山形・宮城両県の県境にある船形連峰の主峰。周辺は御所山県立自然公園に指定され、美しい渓谷や高山性の植物、ブナの原生林など、特色ある景観を見ることができる。
(写真提供：山形県みどり自然課)

山形県山岳情報ポータルサイト「やまがた山」
<http://yamagatayama.com>

C O N T E N T S

日本年金機構

2-3 ページ

- 入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく！
- 厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆さまへ
- 社会保険手続きは電子申請でカンタンに！
- 職場に年金委員の方は、いらっしゃいますか？
- お役に立ちます！ワンポイント相談室^⑩

全国健康保険協会 山形支部

協会けんぽ

4-5 ページ

- 保険料率の変更について
- 退職後の健康保険について
- おしえて!やまがたさん!
～「インセンティブ制度」について～

社会保険協会

6-7 ページ

- 会員事業所の特典
- 令和2年度『社会保険協会費』納入のお願い
- 「施設利用会員証」による優待サービス



異動の季節です！ 入社、退職後の年金加入手続きをお忘れなく！

4月は異動の季節です。入社される方、退職される方は、速やかに加入手続きをしましょう。提出が遅れると、「健康保険被保険者証」の発行や保険料計算、年金の被保険者期間に影響を与えることにより年金の決定に支障が出る場合があります。

従業員を採用したら

事業主は、5日以内に、「健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」、被扶養者の方がいる場合には「健康保険被扶養者（異動）届」の提出をお願いします。届には「個人番号（マイナンバー）」の記入をお願いします。（基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を記入。）

なお、70歳以上の方は、健康保険のみの被保険者になりますが届出が必要です。



厚生年金保険の適用事業所を退職したら

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職するときは、引き続き70歳まで厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要となります。



〔退職後に加入する年金制度〕

こんなとき	加入する制度	加入の手続き・提出先	提出者	提出期限
再就職する	厚生年金保険 (厚生年金保険の適用事業所に再就職)	仙台広域事務センター	事業主	再就職日から 5日以内
自営業者、無職の方 (厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者の方以外の方)	国民年金 [第1号被保険者]	住所地の市(区)役所、 町村役場又は年金事務所	ご本人又は 世帯主	退職の翌日から 14日以内
厚生年金保険や 共済年金に加入する方の 被扶養配偶者となる	国民年金 [第3号被保険者]	仙台広域事務センター	事業主経由で ご本人	被扶養者に該当した日 から14日以内

新型コロナウイルス感染症の影響により 厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆さまへ

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、**猶予制度**を受けられることがありますので、**お早めに管轄の年金事務所へご相談ください。**（ご相談は電話でも受け付けています。）

※納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

社会保険手続きは電子申請でカンタンに！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、社会保険のお手続きは「電子申請」をご活用ください。

電子申請とは、申請・届出を紙や CD・DVD ではなく、インターネットを利用して行うことです。

なお、令和2年4月から特定の事業所（資本金が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）について電子申請の義務化が始まっています。

義務化対象となる事業所で、電子申請による届出を行っていない場合は、至急、電子申請による手続きを開始してください。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

Q1

電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送料などのコスト削減も期待できます。

Q2

お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

Q3

電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

電子申請が
いちばん早い！

電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3~4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください！

職場に年金委員の方は、いらっしゃいますか？ ～頼りになる職場の相談役として活躍中です～

年金委員制度は、国民の皆さまに年金制度を広く知っていただくとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくことを目的として設立され、厚生労働大臣から委嘱されます。（無報酬）

職域型年金委員は、勤務されている適用事業所（職場）内において、年金に関する相談や助言などを行い、職場と年金事務所を結ぶパイプ役になっていただいています。

日本年金機構では、活動の基本となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレット等の提供、各種研修会の開催など年金委員の活動を支援しています。また、長年にわたり、政府管掌年金事業の推進及び発展にご協力いただいている年金委員に対して、感謝の意を表し、年金委員表彰（厚生労働大臣等）を行っています。

山形県内でも、令和2年3月末時点、約1900名（地域型※・職域型）の方が、年金委員として厚生労働大臣から委嘱を受けて、活躍されています。

新たに「年金委員」として推薦していただける場合、異動による年金委員の交替については、管轄の年金事務所総務担当課までご連絡願います。届出により厚生労働大臣から「委嘱状」「解嘱状」が発令されます。ご協力をお願いします。

※地域型年金委員は、自治会などにおいて、年金に関する相談や助言などを行い、地域と年金事務所を結ぶパイプ役として活動していただいております。



お役に立ちます！ ワンポイント相談室③①

婚姻して
姓が変わったら

Q

年金を受給していますが、婚姻して姓が変わりました。なにか手続きが必要でしょうか。

A

国内に住所を有している方については、原則として氏名変更届の日本年金機構への提出は不要となりますが、氏名の変更に伴い、年金の振込口座名義を変えていただく必要があります。氏名を変更された場合は日本年金機構からお知らせを送付しますので、金融機関での振込口座名義の変更手続きをお願いいたします。

なお、遺族年金の受給権者の方につきましては、「婚姻」又は「養子縁組※」された場合は年金を受けられなくなります。日本年金機構からお知らせを送付いたしますので、氏名の変更が「婚姻」又は「養子縁組」による場合は「遺族年金失権届」、それ以外の場合は「遺族年金受給権者氏名変更理由届」の提出をお願いいたします。

※直系血族又は直系姻族の養子となった場合は除きます。

お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <https://www.nenkin.go.jp/>

保険料率の変更について

協会けんぽ山形支部の保険料率は、**令和3年3月分保険料（4月納付分）から変更**となります。
加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、ご理解をお願いいたします。

健康保険料率

現 行	0.02%引き下げ	令和3年3月分～（4月納付分）
10.05%		10.03%

介護保険料率（※1）

現 行	0.01%引き上げ	令和3年3月分～（4月納付分）
1.79%		1.80%



（※1） 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

皆さまの「健康づくりに関する取組み」で、健康保険料が変わります！

健康保険料率は、

加入者の医療費 + 健康づくりに関する取組み で決定します。

→ 詳細は次ページをご覧ください

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 企画総務グループ 023-629-7226

退職後の健康保険について

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」、「市区町村の国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれかに加入する手続きが必要です。

※退職日の翌日に再就職する場合は、新たなお勤め先のご担当者さまに確認したうえで手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること - 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	- ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること - ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。	保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などで決まります - 保険料の減免制度があります。 - お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	被扶養者は原則として保険料負担がありません

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7229

おしえて！やまがたさん！



「インセンティブ制度」
について



【やまがたさん】
総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【たなかくん】
やまがたさんの部下

1



協会けんぽのインセンティブ制度の
結果が出たわね

たしか、協会けんぽのインセンティブ
制度は、健康づくりに関する取組みで
47支部中第23位以内に入ったら保険料の
引き下げにつながる制度でしたよね。



2



なんと、山形支部は令和元年度の
取組みで第3位となり、令和3年度の
保険料率が引き下げられたのよ！

第3位ですか！？
それは好成績ですね！



3



私たち加入者
1人ひとりの取組みが
保険料引き下げに
つながったのよ！

4



そうですね！
僕も今年こそ社長から
インセンティブ（金一封）を
もらえるように頑張ります！

その意気よ、
たなかくん！

相変わらずお金への
執着がすごいわね



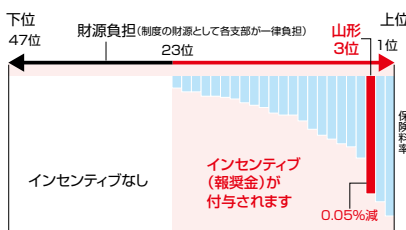
皆さまの健康づくりに関する取組みが、保険料率に反映されます！

協会けんぽでは、加入者の皆さま及び事業主の皆さまの健康に対する取組み内容に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県ごとの保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。

具体的には、どんな制度なの？

インセンティブ制度は、各支部一律にインセンティブ（報奨金）の財源となる保険料率を加算し、その財源をもとに、健康づくりに関する5つの評価指標で支部毎に評価し上位23支部に該当すれば、得点数に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、保険料率を引き下げる制度です。

※インセンティブは2年後の保険料に反映します。



どんな取組みが対象になるの？

対象となる5つの評価指標は以下のとおりです。

評価指標	令和元年度の順位
【指標1】 特定健診等実施率	1位
【指標2】 特定保健指導実施率	29位
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	15位
【指標4】 要治療者の医療機関受診率	8位
【指標5】 ジェネリック医薬品の使用割合	7位
総合	3位

山形支部の現状は？

令和元年度の実績が全国第3位であるため、インセンティブ（報奨金）が付与され、令和3年度の健康保険料率が引き下げられました。

山形支部は全国第3位

⇒この結果、本来の健康保険料率から
-0.05%減算されて、令和3年度の
健康保険料率は10.03%となりました！
(取組み結果が上位23位以内でなければ
10.08%になっていました。)

お問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL.023-629-7226

協会けんぽ

検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

会員事業所の特典

当協会に加入され、会費を納入いただいている事業所の皆さまには、次のような会員特典があります。

- ① 広報誌「社会保険やまがた」の隔月（奇数月）送付（最新情報提供）
- ② 当協会主催の社会保険事務講習会、年金説明会への参加と資料の無料提供
- ③ 契約保養施設（宿泊、日帰り）利用の際、利用料金の一部補助
- ④ 事業所での健康づくり講習会に無料で講師を派遣
- ⑤ 人間ドック、PET 検査、脳ドック受診費用の一部助成
- ⑥ 当協会主催の各種スポーツ大会、レクリエーション事業への参加
- ⑦ タイムズカーレンタル利用料金の25%OFFサービス
- ⑧ 「施設利用会員証」による優待サービス（下欄及び7ページをご覧ください。）



広報誌「社会保険やまがた」



社会保険事務講習会



レクリエーション事業

当協会ではこれらの事業を通して、社会保険制度の周知と会員事業所の被保険者の皆さまの健康づくりのお手伝いをさせていただいています。**事業の詳細は当協会ホームページをご覧ください。たくさん、7ページのお問い合わせ先にご連絡ください。**

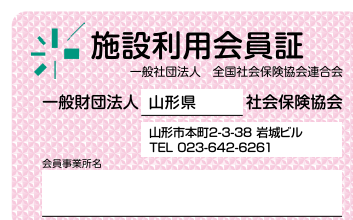
令和2年度『社会保険協会費』納入のお願い

当協会の各種事業は、会員である事業主の皆さまから納入いただいた会費で運営されています。本年度の会費について、未だ納入いただけていない事業所さまにおかれましては、年度内に納入していただきますようお願い申し上げます。



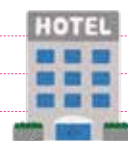
「施設利用会員証」による優待サービス

「施設利用会員証」を提示することにより、山形県内及び全国の契約施設で優待サービスが受けられます。既に「施設利用会員証」をお持ちの場合はどうぞご利用ください。未だお持ちでなくこれから発行を希望される場合は、当協会ホームページから「施設利用会員証申込書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ提出してください。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。



【山形県内施設】

施設名	ご優待内容
●人間ドック	
山形健康管理センター	人間ドック受診時、当協会の費用助成とは別に、2,000円の割引 ※ご利用対象者：当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者に限る
●カルチャースクール	
やまがたカルチャー&健康スポーツセンター	講座申込の際の初回事務手数料3,300円が無料 ※ご利用対象者：当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者に限る
●宿泊施設	
山形グランドホテル	・宿泊料金の20%割引 ・レストラン(ラ・セーヌ、桃花苑)10%割引(ケーキ菓子類、ランチ、催事商品は除く)
山形国際ホテル	正規宿泊料金の10%割引
ホテルリッチ&ガーデン酒田	正規宿泊料金の20%割引
東京第一ホテル米沢	正規宿泊料金の10%割引(インターネット割引との併用不可)
ニューグランドホテル	正規宿泊料金の10%割引
●レジャー	
米沢ボウリングレーンズ	ゲーム料1ゲームにつき50円割引
新庄アーデンゴルフ倶楽部	ビジター料金500円割引(他の割引券との併用不可)
●スポーツクラブ	
ジョイフィット(山形あかねヶ丘、東根)	入会金2,000円(税別)・登録事務手数料3,000円(税別)を無料
ウィーススポーツクラブ新庄	・入会金5,000円(税別)・初回月会費を無料 ・随時入会キャンペーン特典適応
●ショッピング	
晩菊本舗三奥屋 エスバル山形店	浅漬食品(冷蔵食品)通常販売価格の5%割引
宝石の柿崎(新庄本店、山形店、鶴岡店)	全商品(特定商品を除く)の通常販売価格の10%割引



【県外施設】

※優待サービスが受けられる施設名及びご優待内容の詳細は、当協会ホームページでご確認ください。施設ごと優待内容は違います。他の優待券との併用不可などの条件もあります。

対象施設	県内又は近県等の主な施設名
船員保険会 4施設	鳴子やすらぎ荘(宮城県)
ホテル法華クラブグループ 19施設	ホテル法華クラブ仙台(仙台市)、アルモントホテル仙台(仙台市)
高輪・品川プリンスホテルグループ 4施設	品川プリンスホテル(東京都港区)
プリンスホテル優待プラン	仙台商みの杜水族館(仙台市)、雫石ゴルフ場(岩手県)
湯快リゾート(株) 28施設	山中グランドホテル(石川県)、宇奈月グランドホテル(富山県)
ダイワロイヤルホテル 27施設	Active Resorts 宮城蔵王(宮城県)、Active Resorts 裏磐梯(福島県)
かんぼの宿 35施設	かんぼの宿 一関(岩手県)、かんぼの宿 いわき(福島県)
HMIホテルグループ 42施設	ホテルパールシティ天童(天童市)、ホテルパールシティ仙台(仙台市)
その他の宿泊施設 8施設	ホテルニューキャッスル(青森県弘前市)、ニューグリーンピア津南(新潟県)
その他の日帰り施設 6施設	弥彦・桜井郷温泉さくらの湯(新潟県)、山の湯(新潟県)

※優待サービスの提供施設を募集しています!

当協会では会員限定の優待サービスを提供していただける企業・団体さまを募集しております。どのような業種でも差し支えありません。提供メリットとしては、当協会の会員事業所の社員さまが約20万人おられますので、PR効果が期待されます。加盟料や年会費、広報費等は一切かかりません。当協会までご連絡ください。

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



かぶのポタージュ

かぶにはアミラーゼが多く含まれ、胃の不快感を鎮める作用があり、整腸効果も期待できます。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ309kcal

かぶ(葉つき)・・・4個	A
じゃがいも・・・200g	水……………カップ1
ベーコン……………2枚	コンソメスープの素(顆粒)
バケット(5mm幅に切ったもの)・・・4枚	……………小さじ1
バター……………大さじ2	B
塩、粗びきしょうゆ…適量	牛乳……………カップ2
	生クリーム…カップ1/2

作り方

- ① じゃがいもとベーコンは1cm角に切る。かぶは皮をむいて1cm角に切り、葉と茎は熱湯でゆでて冷水に取り、水気を絞って小口切りにする。
- ② フライパンにバター、じゃがいも、かぶ、ベーコンを入れて火にかけます。野菜から水分が出てきたら、かき混ぜて水分を飛ばす。
- ③ じゃがいもが柔らかくなったらAを加え、沸騰したら葉と茎を加える。火から下ろして冷まし、ミキサーにかける。
- ④ ③をこして鍋に戻し、Bを加えて温め、塩で味を調える。器に盛り、トーストしたバケットを砕いて散らし、粗びきしょうゆをふる。



令和2年度「わたしと年金」エッセイ 入賞作品 厚生労働大臣賞 北海道 吉田 勇太 様 (30代男性)

応募総数942件の中から、厚生労働大臣賞を受賞された作品をご紹介します。

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予(学生納付特例)を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続してくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行っていないければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたままだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもいいかもしれない。

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々

年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの?」「保険料なんて支払う意味なんてあるの?」「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないんでしょ?」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに…」「市役所の年金担当から案内されたことが無い…」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった…」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでののだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれやすいよう、「案内を行う側」である私がもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていた、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか?」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがあると年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。